

令和3年度

薪ストーブ・薪ボイラー・
竹ボイラー

設置補助金のお知らせ

飯田市は地域にある自然エネルギーを地域で使う「域産域消」により、地域経済を循環し地域の活性化を推進することと地球温暖化防止を目的として、木質バイオマス機器の薪ストーブ・薪ボイラー・竹ボイラーを設置した方からの申請に基づき補助を行います。

未利用の間伐材や不要になった廃材、竹などを有効活用し、熱エネルギーに代え、暖房や給湯に利用してみませんか。もしもの時に命を守る備えにもなります。

補助金額

設置費用の 1/2 上限 30,000 円

受付期間

令和3年4月19日(月)～令和4年3月31日(木)

※受付期間中であっても、予算額に達した時点で受付を締め切ります。

補助金の申請等詳細は裏面をご覧ください。

飯田市環境モデル都市推進課

【交付対象】

- 1 飯田市内の建物その他構造物に設置された薪ストーブ・薪ボイラー・竹ボイラーであること。
(但し、過去に市・飯田市地球温暖化対策地域協議会及び飯田市環境協議会から上記の設置に関し、補助金等受けた者が設置したものを除く)
- 2 令和3年3月1日～令和4年3月31日の間に設置完了した機器であること。
- 3 設置した住居又は事業所において使用する者であること。
- 4 申請書類を整え令和4年3月31日までに環境モデル都市推進課窓口へ提出したもの。
(郵送での提出・自治振興センターでは受け付け出来ません。)

【申請に必要な書類】

- 1 飯田市もりのエネルギー設置補助金交付申請書兼事業実績報告書
※1の申請書は、環境モデル都市推進課又はお近くの自治振興センターで入手していただくか、飯田市役所環境モデル都市推進課ホームページ (<http://www.city.iida.lg.jp/site/ecomodel/>)の各種補助金ページからダウンロードしてください。
- 2 対象機器の設置にかかる費用の内訳がわかる書類（見積書等の写し）
ご自身で設置された場合は、かかった費用をまとめた資料（表など）を作成してください。
- 3 対象機器の設置にかかる費用の支払いを証明する書類（領収書の写し）
複数の領収書がある場合は、補助の対象となる部分を明示したものをご用意ください。
- 4 対象機器の設置をした建物の外観及び当該機器の設置の状況が分かる複数の個所の写真
- 5 その他市長が必要と認める書類
申請書を確認し追加で必要な書類がある場合、窓口で職員からご案内があります。

【提出先】

飯田市環境モデル都市推進課 窓口（本庁舎A棟3階）

【受付時間】

平日 8時30分から17時15分まで

【受付期間】

令和3年4月19日（月）から令和4年3月31日（木）まで

【その他】

- 1 申請受付時、上記の書類がそろっている場合に限り、受付完了を証明する書類をお渡しいたします。補助金振り込みが確認できるまで大切に保管してください。
- 2 受付完了後、環境モデル都市推進課で審査し交付の可否を決定いたします。交付決定可否の通知は郵送いたします。
- 3 交付決定となった方には、上記の書類とともに請求書を送付いたします。請求書に必要事項をご記入のうえ、環境モデル都市推進課まで提出をお願いいたします。補助金の振り込みは請求書提出後30日以内にいたします。

お問い合わせ先

飯田市環境モデル都市推進課
飯田市大久保町2534番地
電話 0265-22-4511 内線 3474